

第 68 号議案

豊後大野市におけるあらゆる差別をなくし人権を擁護する条例の一部改正について

豊後大野市におけるあらゆる差別をなくし人権を擁護する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 8 月 31 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）が施行されたことに鑑み、本市の人権施策をより一層推進するために、この案を提出するものである。

豊後大野市におけるあらゆる差別をなくし人権を擁護する条例の一部を改正する条例

豊後大野市におけるあらゆる差別をなくし人権を擁護する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 279 号）の一部を次のように改正する。

題名中「豊後大野市における」の次に「部落差別をはじめ」を加える。

第 1 条中「日本国憲法」の次に「及び部落差別の解消に関する基本理念等を定める部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）」を、「あらゆる差別」の次に「(以下「差別」という。）」を加える。

第 2 条中「、第 4 条に規定する施策の推進を図り、市民の人権意識の高揚及び人権の擁護」を「、国、他の地方公共団体及び関係団体との連携を図り、教育、啓発及びそれらに必要な施策の推進」に改める。

第 3 条中「あらゆる」を削る。

第 4 条を削る。

第 5 条中「前条」を「第 2 条」に改め、同条を第 4 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（相談体制の充実）

第 5 条 市は、差別に関する相談に的確に応じるため、相談体制の充実を図るよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。